

(案)

平成 28 年 4 月 1 日

長野市長 加藤 久雄 様

地方独立行政法人長野市民病院評価委員会
委員長 池田 修一

意 見 書

地方独立行政法人長野市民病院に係る業務方法書、中期計画及び役員の報酬等の支給基準について、地方独立行政法人法(平成15年法律第118号。以下「法」という。)第22条第3項、第26条第3項及び第56条第1項で準用する第49条第2項の規定に基づく本委員会の意見は、下記のとおりです。

記

- 1 法第22条第1項の規定に基づく業務方法書については、別添のとおり認可することが適当であると認めます。
- 2 法第26条第1項の規定に基づく中期計画については、別添のとおり認可することが適当であると認めます。
- 3 法第56条第1項において準用する第48条第2項の規定に基づく役員の報酬等の支給基準については、意見の申出はありません。